

平成 30 年 1 月 17 日

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会 御中

株式会社アムニティ
代表取締役 渡辺 逸弘



申入書に対する回答

先日、お問い合わせを頂きました件について以下の通り回答させていただきます。

第 2-1

＜ご指摘事項＞

本記載 1 は、消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号に抵触するものと思料する。

回答：「アメニティセット申込書兼同意書」（以下、申込書）の記載内容について以下の通りに修正致します。

当社は、富田病院のご推薦により、患者様をご入院中に必要とされる「寝巻・タオル類・紙おむつ・日用品」等のレンタル商品を取り扱っている業者です。（別紙参照）

第 2-2

＜ご指摘事項＞

本記載 2 は、消費者契約法第 10 条に抵触し、無効であると思料する。

回答：ランク UP 時における利用者の不利益に触れておりますが、利用に際してはランク down する事も当然に発生しており、当該事態においてもご利用者の同意を都度得ることは、逆にご利用者の不利益に繋がると思慮致します。

また、アメニティセットの申込は最初から A.B.C のいずれかをご利用者が選択申込をするのではなく、ご利用者のご利用開始日の症状により A.B.C を看護師が最初に決定致します。

更に、入院中に症状が変われば看護師が症状に合わせて変更をします。

ご利用に際しては、当該事項を事前にご利用者が了承をした上で申込を頂いております。

すなわち、申込時にあらかじめ看護師の選択に委ねる旨の包括的な承諾をいただいているものです。

現在は看護師が決定する事に了承できない方は申込をしないという選択肢もありますが、今後は患者様の選択に委ねる方式も採用いたします。尚、入院中に中止をご希望の場合はいつでも解約する事は可能です。

但し、今後につきましては、ご指摘の通りご利用者が理解しづらい箇所もありましたので下記のように申込書の修正を行います。

※選択欄

【1】患者様の紙おむつのご利用状況により病棟看護師が毎日タイプを決定、変更することに同意します。

【2】患者様自身で選択してタイプを決定します。

裏面に下記文言を追加致します。

『アメニティセットは入院中に不要になった場合はいつでも解約をする事が可能です。』

（別紙参照）

以上、宜しくお願いいたします。